

“ふれあい応援寄付金”にご協力ください。 (10月1日～12月25日)

会員、支援者の皆さま

豪雨、台風と大変な9月でした。皆さまはいかががお過ごしでしょうか。。

さて、本年も「ふれあい応援寄付金」について、会の中心活動である「ふれあいサービス」を維持し、より役立つサービスに改善することを目的に募集いたします。

また、会は、「ふれあいサービス」などの社会貢献をする団体にしか認められない認定NPO法人で、税制上の優遇措置を受けています。認定NPO法人には、毎年3千円以上の寄付者が100人以上いることという厳しい条件があります。この条件をクリアする必要があります。

なお、この寄付は税制優遇措置の対象です。裏面のご案内を参照下さい。

ふれあいサービス継続を応援して下さい より役立つものに改善することを目的に

つきましては、以上の趣旨をご理解いただき「ふれあい応援寄付金」にご協力下さい。皆さまのご支援を頂戴できますよう、お願い申し上げます。

2026年10月1日

認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど

代表 奥田 義人

ふれあい応援寄付金募集要項

- **募集金額:**一口=3,000円～(二口、三口～とお願いします。)
- **募集期間:**2026年10月1日(木)～12月25日(土)
- **応募方法:**※振込時必ず名前のご記入をお願いします。
 1. ゆうちょ銀行・郵便局へ振込 ※同封の振込用紙をご利用ください。
 2. 京葉銀行へ振込(振込手数料ご負担下さい)
口座:京葉銀行 北小金支店 (普通) 2883926
口座名義人:認定特定非営利活動法人たすけあいの会 ふれあいネットまつど 理事 奥田義人
 3. 事務所へ直接ご持参ください。
- **お問合せ:**事務所 TEL047-710-7450 へ

認定 NPO 法人たすけあいの会ふれあいネットまつど

設立 28 年目の認定 NPO 法人

全国にはおおよそ 5 万の NPO 法人があります。そのうち、多くの市民に支持され社会貢献を行っている NPO 法人が認定 NPO 法人になれます。全 NPO の約 2%、千あまりある認定 NPO 法人の 1 つです。

支援する人と支援される人

ふれあいネットまつどの助け合いボランティア活動は支援して欲しい人が、要望を遠慮なく出して貰えるよう有償で行っています。謝礼（お金）はそのためのもので労働の対価ではありません。

「困ったときはお互いさま」の たすけあい活動

- ①ふれあいサービス(有償ボランティア)
- ②訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ③ケアプラン作成(居宅介護支援)

支え合い助け合いのある 地域社会づくり活動

- ①ふれあいの居場所 みんなち活動
- ②移動困難者の外出レクリエーション
- ③東日本大震災被災者支援活動

認定NPO法人への税制優遇措置として、
2026年1月～12月までに、ふれあいネットまつどへ寄付いただいた合計額を
2027年に確定申告すると寄付金額の最大50%が税額控除されます。

●税額控除方式で寄付金から控除される金額

【例】

年間1万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 0.4 = 3,200\text{円} \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 0.1 = 800\text{円} \\ & \parallel \\ & \mathbf{4,000\text{円}} \end{aligned}$$



年間5万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (5\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 0.4 = 19,200\text{円} \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (5\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 0.1 = 4,800\text{円} \\ & \parallel \\ & \mathbf{24,000\text{円}} \end{aligned}$$



確定申告を行うことで、寄付金額の最大半額が戻ってきます